

○財務省告示第二百二十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年六月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第一百十八回）
二 発行の根拠
平成二十二年の公債の発行の特例等
の法律及びその
に關する法律（平成二十二年法律第七号）第二十一条並びに
特別会計に關する法律（平成二十二年法律第九号）第四十六
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした

三 振替法の適用等
四 発行方法

格競争入札の募入の決定をした

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ

国 債 市 場
特 別 加 場
者 第 I
非 入 格 競
争 及 び 札 発
行 及 び 札 発
債 市 場 特 別
別 参 加 者 非
・ 第 II
価 格 競 争 額

後、に、務、大、に、行、わ、れ、る、入、札、で、あ、つ、て、財、
務、大、臣、が、各、国、債、市、場、特、別、参、加、者、の、
ご、と、に、応、募、限、度、額、を、定、め、る、も、の、
に、よ、り、発、行、者、の、第、II、非、入、格、競、争、入、札、
発、行、と、い、う、。、
各、申、込、み、の、う、ち、申、込、み、の、高、い、
も、の、か、ら、そ、の、申、込、み、の、高、い、
当、て、る、。、
各、国、債、市、場、特、別、参、加、者、の、申、込、
募、限、度、額、の、範、囲、内、に、お、い、て、各、申、
込、み、の、申、込、み、の、額、を、割、り、当、て、る、。

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争

額、一、兆、六、十、一、億、円、
う、ち、平、成、二、十、二、年、度、に、お、け、
財、政、運、営、の、た、め、の、公、債、の、発、行、の、
特、例、に、関、す、る、法、律、第、二、十、一、条、第、一、
項、の、規、定、に、基、づ、き、発、行、額、を、
千、億、九、千、百、万、円、に、限、り、
計、五、億、九、千、百、万、円、に、
項、に、関、す、る、法、律、第、一、
国、債、に、関、す、る、法、律、第、一、
国、債、に、関、す、る、法、律、第、一、

八

最低額面金

五万円

ハ

円千五百六十九億六千八百六十万

ロ

九百三十億八千三百三十八万円

七

払込金

一兆五十八億七千四百四十五万円

ハ

でた条特
千利第別
五付一會
百国項の計
七債の規に
十につ定に
億いて基す
円、額き律
、面発第
金行四
額し十

ロ

でた条特
九利第別
百付一會
三国項の計
十債の規に
一につ定に
億いて基す
円、額き律
、面発第
金行四
額し十

五百七十万円
ついで、額面金額で七百億千
定に基づき発行した利付国債に
円、同法第六十二条第一項の規

九 振 額 替 単 位

十 十 一 発 行 行 日

ロ イ 一 入 札 競 争 格

十 十 三 二 入 札 競 争 行 格

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十二年六月二十一日

額面金額百円につき九十九円九角以上、それぞれの応募価格
二十年○パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、募入決定の通知を受けた者
式により算出した金額を次の算
式に規定する期間に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時に、おいて、その利息
に係る所得税が源泉徴収され
るものと記載又は記録のもの
に、おいて、おいて、その利息
に係る所得税が源泉徴収され
るものと記載又は記録のもの

